

## 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画素案について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）により「特定外来生物」に指定されているクリハラリスの分布が拡大傾向にあり、生態系への多大な影響が懸念される。そこで、広域的な観点で防除を行う必要があるため、外来生物法第 17 条の 2 第 2 項に定める防除の公示事項を含む内容等を定めた「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を新たに策定することを検討している。このたび素案を取りまとめたので、報告する。

### 1 素案の概要（計画素案 P 1～2）

#### (1) 計画策定の背景と目的

##### ア 背景

特定外来生物であるクリハラリスは、県南東部の地域で高密度になっており、分布域が北西側に拡大しつつある。今後、分布がさらに拡大し、県西部の連続した山塊に侵入した場合、防除が困難となり、生態系への多大な影響が懸念される。

横須賀三浦地域の各市町では従来から外来生物法に基づく防除が行われているが、それ以外の地域（分布拡大の最前線地域や未侵入地域）でいかに分布拡大を防止する対策を進めるかが課題である。

##### イ 目的

県による防除として外来生物法第 17 条の 2 第 2 項に定める公示事項を含む内容等（県の防除の一部を市町村が行う場合の内容等を含む）を定めた神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画を策定する。

#### (2) 特定外来生物の種類

クリハラリス（タイワンリス）

#### (3) 防除を行う区域

神奈川県全域

#### (4) 防除を行う期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 2 現況（計画素案 P 3～6）

#### (1) 生息状況

クリハラリスは、1950 年代から江の島及び鎌倉市山林内において野生化し、1980 年代には鎌倉市全域、2000 年代に入ると逗子市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、横浜市南部にまで分布が拡大したとされている。

2000 年代に入ってから生息確認のあった記録をまとめると、相模川を越えた西側地域や横浜市北部、川崎市でも記録がある。

なお、相模川を越えた西側地域で目撃情報や生息確認があった場合、県西部への影響が懸念されるが、令和 5 年 4 月現在、そうした地域での定着（外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。）状態は確認されていない。

#### (2) 被害の状況

##### ア 生態系被害

緑地の木々の樹皮が食害されたり、巣材として利用するために剥がされることが原因で、高木などに立ち枯れが発生している。また、野鳥の巣が襲われるなど繁殖が阻害さ

れることにより、メジロなどの野鳥の数が減少することも危惧されている。

イ 生活被害

庭の果実、雨戸や戸袋がかじられた、戸袋の中に繁殖用の巣を作られた、庭木の樹皮が剥がされ枯れた、電線や電話線がかじられ電話が不通になった、物干し竿の上を徘徊され洗濯物が汚された、店の商品が食べられたといった被害が発生している。

ウ 農林業被害

柑橘類などがかじられる被害が発生している。

(3) これまでの取組

ア 市町村による取組

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町では、各市町で防除実施計画を策定し、外来生物法に基づく防除を実施している。

その他の市町村においては、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可により捕獲が行われている。

イ 県による取組

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が、分布拡大地域等での捕獲（任意団体である「クリハラリス情報ネット」と連携して実施）や、捕獲技術等の試行・検証を行った。

ウ 捕獲状況

横須賀三浦地域の市町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）では、従来から外来生物法に基づく防除に取り組んでおり、毎年度多くの捕獲実績がある。

横浜市では、平成20年代半ばから捕獲数が増加しており、藤沢市及び茅ヶ崎市では、増減がありつつも捕獲が続いている。

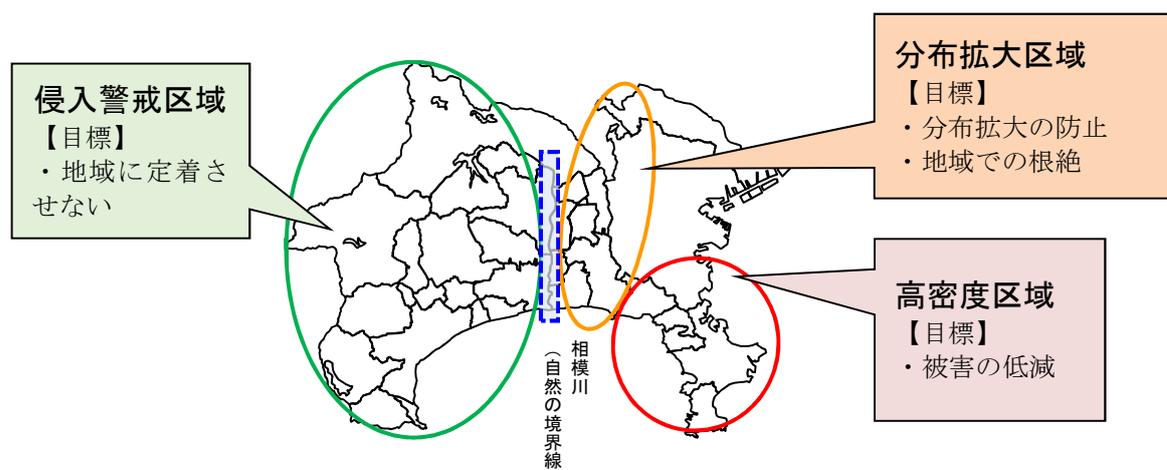
また、大和市では、数年前から緑地での生息が確認されており、令和4年度から捕獲を行っている。

平塚市では、令和4年度に民家の庭で発見された際、速やかに捕獲が行われ、それ以降、市内での目撃情報はない。

### 3 計画の考え方

(1) 防除の目標（計画素案P7）

分布拡大の防止とする。さらに、県内の地域を定着段階ごとの区分に分け、各区分に応じた目標（区域目標）を設定し、必要な取組を進める。



(2) 防除の方法（計画素案P8～14）

捕獲及び捕獲個体の処理は、市町村を中心に地域住民等の協力により実施する。

県は、市町村が行う防除の技術的支援を行うほか、分布拡大区域及び侵入警戒区域にお

いて、防除のモデルケースを示すことなどによって市町村を中心とした防除が促進されるよう、必要に応じて捕獲等を実施する。

#### ア 高密度区域

市町村内の多くの地域でクリハラリスの定着状態が確認され、生息密度が非常に高いと考えられる地域及びその周辺地域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）では、個体数の削減により、被害の低減を図ることを目標とする。

この地域では、従来から外来生物法に基づく防除に取り組んでおり、ノウハウも蓄積されていることから、防除の手を緩めず、その取組を継続する。

#### イ 分布拡大区域

市町村内の一部の緑地など、局所的にクリハラリスの定着状態が確認され、生息密度が高いと考えられる地域及びその周辺地域（横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市）では、分布拡大の防止を目標とする。

この地域では、ホームページやパンフレット等を活用し、地域住民等に対し、防除の必要性等について普及啓発を行う。併せて、分布状況を解析し、侵入警戒区域に近いエリアから捕獲対策の優先順位を決定する。また、生息密度が高く、分布拡大の核となると考えられる地点では、地域的な根絶を目指して防除を行う。

地域住民等からクリハラリスについての情報が寄せられた場合は、情報を解析し、上記の優先順位に基づき防除を行う。

#### ウ 侵入警戒区域

市町村内でクリハラリスの定着状態が確認されていない地域（上記ア、イ以外の市町村）では、地域に定着させないことを目標とする。

この地域では、「分布拡大区域」と同様、ホームページやパンフレット等を活用し、地域住民等に対し、防除の必要性等について普及啓発を行う。

近隣地域からの侵入を監視し、クリハラリスの生息情報があつた場合は、防除を行う。

### (3) 推進体制（計画素案P14～15）

計画の実施にあたっては、県及び市町村を防除主体として、地域住民等と協力して実施する。

県は、市町村が行う防除も含めた広域的な防除実施計画を策定するとともに、市町村が行う防除の技術的支援を行うほか、各市町村の生息情報や防除の実施状況を集約し各市町村で共有できるよう、生息状況や捕獲情報などデータの集積に努め、市町村にフィードバックし、防除の一助とする。また、関係する市町村間で連携・協力して防除に取り組むことができるよう、既存の鳥獣保護管理の情報交換の場などを活用し、連携・協力を図る。

市町村は、計画に基づき、関係者の合意形成を図りながら、捕獲等の防除を進める。また、捕獲数や捕獲に関する情報を記録する。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	市町村へ意見照会
	11月	外来生物等対策専門部会
	12月	鳥獣総合対策協議会
令和6年	1月	自然環境保全審議会
	3月	策定

### 《参考資料》

「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」素案